自然環境部会の活動概要

1 令和元年度の部会開催状況

月日	議事等	
令和元年 7月23日	1 県指定希望が丘鳥獣保護区特別保護地区の再指定について	
7 7230	2 県指定湖南市三雲鳥獣保護区特別保護地区の再指定について	
	3 琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定について	
令和元年 9月12日	1 指定希少野生動植物種および指定外来種の追加指定について	
	2 保護増殖指針の策定について	

2 令和2年度の部会審議予定

(1)令和2年8月

県指定沓掛鳥獣保護区特別地区の再指定について(答申案) 県指定鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(答申案) 県指定鈴鹿国定公園鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(答申案)

1鳥獣保護区制度の概要

鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定されます。鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があります。

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める地域を特別保護地区に指定することができます。

鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、必	・狩猟が認められない。	20 年以内
(法第28条)	要があると認められる地		(期間は更新可能)
	域に指定するもの。		
特別保護地区	鳥獣保護区内の区域内に	【要許可行為】	鳥獣保護区の存続
(法第29条)	おいて、鳥獣の保護及びそ	・工作物の新築等	期間の範囲内
	の生息地の保護を図るた	・水面の埋立、干拓	
	め、必要があると認められ	・木竹の伐採	
	る地域に指定するもの		
		1ha 以下の埋立、干拓	
		や住宅の設置など鳥獣	
		の保護に支障がない行	
		為として政令に定める	
		不要許可行為がある。	

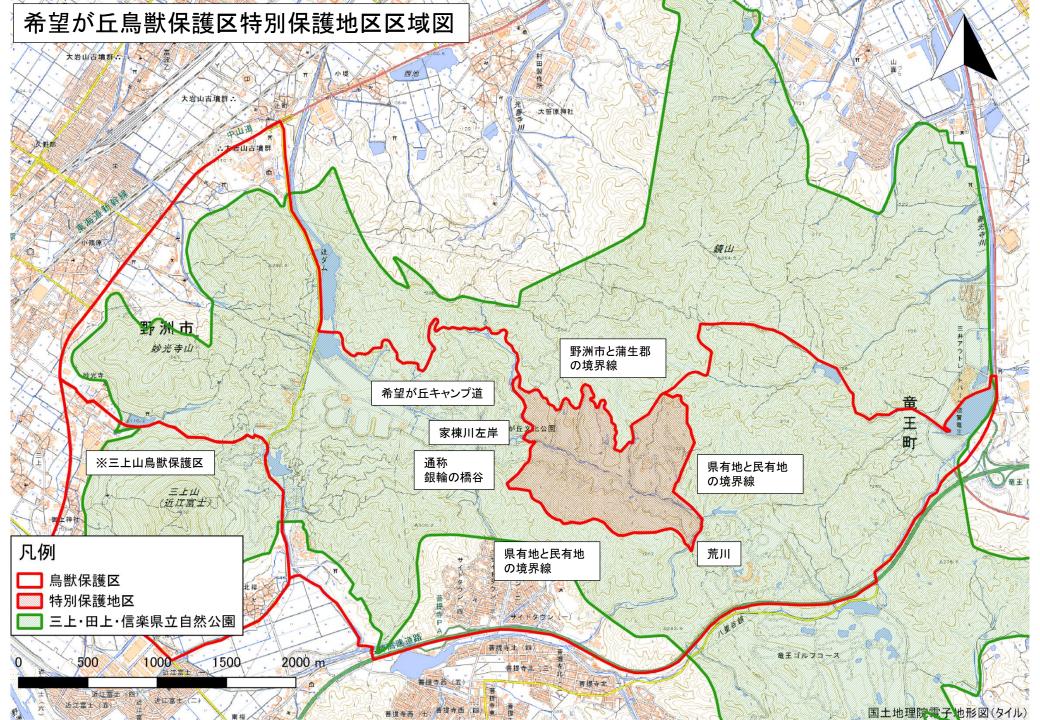
(以上「環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室ホームページ」より抜粋) なお、滋賀県では、現在、鳥獣保護区を 46 箇所、同特別保護地区を 14 箇所指定しています。

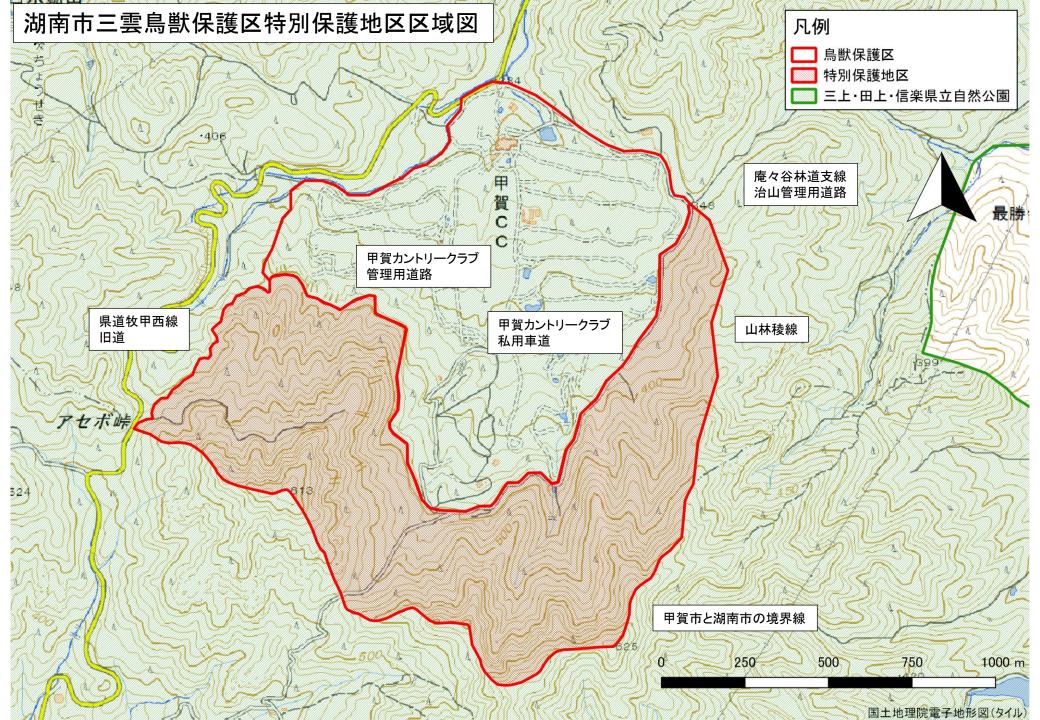
2 希望が丘鳥獣保護区特別保護地区の概要

所在地	滋賀県野洲市、湖南市および蒲生郡竜王町
面積	95ha
位置図	別添のとおり
再指定期間	令和元年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日
初回指定日	昭和 55 年 11 月 1 日 (以降平成元年、11 年、21 年と再指定)

3 湖南市三雲鳥獣保護区特別保護地区の概要

所在地	滋賀県湖南市
面積	100ha
位置図	別添のとおり
再指定期間	令和元年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日
初回指定日	昭和 59年11月1日(以降平成元年、11年、21年と再指定)





1 鳥獣保護区制度の概要

鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定されます。鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があります。

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める地域を特別保護地区に指定することができます。

鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、必	狩猟が認められない。	20 年以内
(法第 28 条)	要があると認められる地		(期間は更新可能)
	域に指定するもの。		
特別保護地区	鳥獣保護区内の区域内に	【要許可行為】	鳥獣保護区の存続
(法第 29 条)	おいて、鳥獣の保護及びそ	・工作物の新築等	期間の範囲内
	の生息地の保護を図るた	・水面の埋立、干拓	
	め、必要があると認められ	・木竹の伐採	
	る地域に指定するもの		
		※1ha 以下の埋立、干拓	
		や住宅の設置など鳥獣	
		の保護に支障がない行	
		為として政令に定める	
		不要許可行為がある。	

(以上「環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室ホームページ」より抜粋) なお、滋賀県では、現在、鳥獣保護区を 46 箇所、同特別保護地区を 14 箇所指定しています。

2 沓掛鳥獣保護区特別保護地区の概要

所在地	滋賀県長浜市
面積	51ha
位置図	別添のとおり
再指定期間	令和2年11月1日から令和12年10月31日
初回指定日	昭和60年11月1日(以降平成2年、12年、22年と再指定)

3 鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区の概要

所在地	滋賀県高島市
面積	107ha
位置図	別添のとおり
再指定期間	令和2年11月1日から令和12年10月31日
初回指定日	昭和60年11月1日(以降平成2年、12年、22年と再指定)

4 鈴鹿国定公園鳥獣保護区特別保護地区の概要

所在地	滋賀県東近江市、甲賀市
面積	233ha
位置図	別添のとおり
再指定期間	令和2年11月1日から令和12年10月31日
初回指定日	昭和60年11月1日(以降平成2年、12年、22年と再指定)



